

渇水における防災体制の注意体制への移行について ～小瀬川水系の取水制限を解除～

12月27日から実施されていた小瀬川水系の取水制限について、小瀬川水系3ダムの合計貯水量が回復してきたことから、本日3月8日に小瀬川管理協議会（第2回渇水調整会議）において、同日（3月8日）15時より取水制限が解除される。

県内において、取水制限を実施している水系が芦田川水系のみとなることから、警戒体制〈渇水警戒本部〉から、注意体制〈渇水連絡会〉へ移行する。

引き続き、取水制限を実施している芦田川水系における渇水情報の収集や関係部局との情報共有を図るとともに、ホームページ等により節水の呼びかけを実施していく。

取水制限の解除

小瀬川管理協議会 第2回渇水調整会議（事務局：太田川河川事務所）

3ダムの合計貯水量が3,500万³に達しており、今後の気象予報において一定の降雨が見込まれていることを考慮した場合、3ダム合計貯水量が梅雨時期頃までの間は、取水制限の実施を検討する水準までには概ね至らない見通しであると判断し、3月8日15時より取水制限を解除する。

【参考】各ダムの貯水量の回復状況

ダム貯水率	取水制限		増減 (現在 - 開始時)
	開始時 (12/27)	現在 (3/8)	
弥栄ダム	41.9%	66.6%	24.7%
小瀬川ダム	87.9%	87.3%	▲ 0.6%
渡ノ瀬ダム	51.1%	30.4%	▲ 20.7%
合計	45.9%	62.1%	16.2%

（参考）広島県の防災体制（渇水）〔広島県災害対策運営要領（渇水）〕

【今回】
 小瀬川水系で
 取水制限が解除

体制	判断基準	体制の決定
注意体制 〈渇水連絡会〉	県内のいずれかの水系で取水制限の措置が行われた場合	自動設置
警戒体制 〈渇水警戒本部〉	次のいずれかに該当する場合 ① 太田川水系において取水制限の措置を行う場合 ② 太田川水系以外の2水系において取水制限の措置を行う場合	自動設置
	総合的な影響拡大防止活動を実施する必要がある場合	土木建築局長が必要と認めたとき
非常体制 〈災害対策本部（渇水）〉	太田川水系において、又は太田川水系以外の2水系において取水制限の措置が行われており、県民活等に甚大な被害が発生すると予想される場合	知事が必要と認めたとき
	総合的な渇水対策を講じる必要がある場合	

■ 県内ダムの渇水状況（利水容量のあるダム）

（3月8日0時現在）

【今回】

協議会 (水系)	ダム名	平年貯水率(%) ^{※1}	現貯水率(%)	平年貯水率との差(%)	取水制限等の予定
太田川	中電3ダム (玉泊ダム, 立岩ダム, 樽床ダム)	53.1	56.0	2.9	現時点では、予定なし
	温井ダム	95.2	98.4	3.2	
	土師ダム ^{※2}	34.7	51.9	17.2	
小瀬川	小瀬川3ダム (渡ノ瀬ダム, 小瀬川ダム, 弥栄ダム)	77.4	62.1	▲ 15.3	【3月8日から】 取水制限を解除
芦田川	三川ダム	77.8	60.0	▲ 17.8	【12月31日から】 取水制限を継続中
	八田原ダム	79.3	49.4	▲ 29.9	
	2ダム合計	78.8	53.1	▲ 25.7	
山田川ダム (芦田川)		100.0	100.0	0.0	現時点では、予定なし
野間川ダム (芦田川)		95.8	100.0	4.2	現時点では、予定なし
沼田川	棕梨ダム	52.0	61.4	9.4	現時点では、予定なし
	福富ダム	99.8	100.0	0.2	
八幡川	魚切ダム	90.7	100.0	9.3	現時点では、予定なし
江の川	灰塚ダム	100.0	100.0	0.0	【1月26日から】 取水制限を解除
	庄原ダム	93.1	100.0	6.9	

※1 平年（過去10年平均）は、平成27年から令和6年までの各年の3月8日の平均値
但し、運用開始後10年に満たないダムは、運用開始後から現在までの平均値
※2 土師ダムは、太田川へ分水しているため、太田川水系で記載

